北浦村報

第5号
発行所
北浦村大字山田
北浦村役場
発行人
眞家　襲之

国民健康保険事業決る
十月一日から施行
第二回定例村議会

六月二十三日北浦村議会第二回定例会が招集され次の議案が提案になり、会期一週間中本会議二十三日、二十七日土木委員会二十八日、本会議二十九日を開催いづれも原案どおり可決された。議案中特に重要な国保事業の実施については会期中慎重な審議が尽され会期末の二十九日議決された、会期終了について議会側の意向として実施が決定した以上、新村建設と住民福祉のため、執行部の熱意ある事務の推進と村民の協力をお願いする次第であると議会を代表して議長から意向表明があった。

議案第二号　昭和三十二年度北浦村歳入歳出追加更正予算について
二二　土木事業用自動車購入に関する契約について
二三　村道路敷寄附請入れ並びに村道認定について
二四　職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例について
二五　職員の休日及び休暇に関する条例について
二六　職員団体の登録に関する条例について
二七　北浦村国民健康保険条例について
二八　北浦村国民健康保険運営協議会条例について
二九　北浦村国民健康保険税条例について
三〇　昭和三十二年特別会計北浦村国民健康保険歳入歳出予算について
三一　昭和二十五年度要中学校増築事業起債条件変更について（専決処分）
三二　昭和二十七年度要小学校建築事業起債条例変更について（専決処分）
三三　職員要件の行う交渉に関する条例について
三四　自動車々庫新築について
三五　村道路敷買収について

新村建設審議会
発足について

昭和三十二年度において計画調整と建設事業（道路改良事業）の実施を県から指定され合併後三年目の歩みを新町村モデル地区として進めておりますことは納税その他村行政のあらゆる面に対する村民各位の郷土愛による御協力の賜と深く感謝申しあげる次第であります。過般昭和三十二年度当初予算を議する第一回定例議会において北浦村新村建設審議会条例が可決せられ公布施行と相成りました。これに基づき五月一日附委員五十名を委嘱いたしました。本審議会を通じて村の自然的、経済的、文化的条件に即して眞に効果的な建設の基本を作りだすため、村の現況を基礎的かつ科学的に分析し精密なる基礎調査を行い、合併後における一体的な立場から十ケ年の総合計画を定め、その計画の下に五ヵ年の実施計画を定め北浦村の将来にわたる開発経営の方策を樹立するものであります。誠に重要なる任務をもっている審議会であります。本日会長以下各役員が選任せられましてそれぞれの部署における諸問題の研究をお願いすることとなりますが新らしい村づくりのためみなさんの絶大なる協力が本審議会を通じて具現され村民が等しく幸福な道を歩めまするよう念願するものであります。

村長　眞家　襲之

七月十五日第一回審議会が役場に開催され、前記の村長挨拶の後議事に入り会長以下の者が役員と決定、部会担当委員も決定した。

会長　眞家　襲之
副会長　大原　保
代理委員　千ケ崎惣右衛門
基礎調査部会長　辺田　行基
同　副部会長　山口　弘運
総合計画部会長　出久根　保
同　副部会長　勢司　治雄
実施計画部会長　山崎　武雄
同　副部会長　横田はるえ

まず落ついて看視
押売防止條例とは—

このたび新しく「茨城県押売防止条例」ができて、去る五月一日から実施されています。

この条例はどういう内容をもちまた私たちにどのような関係をもっているのでしょうか、問答式にお知らせしてみましょう。

問　この条例ができた理由

答　ご存知のように皆さんが押売等によって被害に見舞われたり、そのつど不安な思いをしてなんとか警察で徹底した取締りをしてもらいたいという要望が全国の世論調査で第一位というほど高まってきたことと、その取締りをするのは現行の法令だけでは不十分のため罪にならないでしもうことが多く、しかも社会の状勢はますます押売等が増える傾向を示しているといった状況から、何とかしてこれをなくして県民皆さんの押売等から受ける不安と被害をのぞこうとしてつくられたものです。

問　私たちの声が反映したことですね。それで押売は絶対にできなくなるわけですか。

答　条例をご覧になるとおわかりでしょうが、行商という商業形態の中からとくに悪質と思われるものをぬき出して禁止しているのです。ただ注意していただきたいのは善良な一般行商人は当然保護しなければならないということです。

問　生活のためにまじめに行商をしている人も多いのですからそういう人とは当然区別しなければなりませんね。それで禁止していることはどんなことですか。

答　わかりやすく申しますと断わられても、はやく立去らないでいたり、承諾もないのにかまわずに座りこんだり、玄関等に品物を並べたりすること。それから断われた場合にその人や家人等に害を加えるような言動をして威圧を示したり困らせたりするまた住居や器物に迷惑をかけたりするようなことです。罰則がきめられて、違反すると一万円以下の罰金か拘留を科せられることになっています。

問　そうしますと具体的に押売が私たちの家庭に実際にきた場合、どうすることが一番よいのでしょうか。

答　まず必要でないものは、はつきり断るということですね。今申の上げたような禁止していることをすれば違反となるわけですから、落ちついてよく看視し、できるだけ早く警察に届けていただきたいと思います。

問　押売は人相の悪い人が多いので女、子供では見ただけで恐しくなってしまって断るのに精一パイと思いますが。

答　多くの場合主人が留守で婦女子が応待に出るわけですからねそこでぜひ、隣近所や部落の方たちがお互いに協力しあっていただきたいと思います。あらかじめ連絡方法や手段などご相談のうえ、平常備えておくといったことです。

問　ほんとうに防犯はみんなの力でやらなければ成根はあがりませんね。

答　警察の方からお願いしたいのは今までの例を見ますと押売の被害があっても、わずかな金額だからということで届出ない方も多いのではないかと思われます。警察ではできるだけ皆さんのご迷惑にならないよう処理に万全を期していきたいと思っています。とにかく限られた警察官で治安を維持していくうえには押売防止に限らず、県民皆さんのお力添えがなくてはできないことで平和な郷土建設のため皆さんなで協力いたしましょう

明年度の方針決る
高校進学学力検査

明年度の入学者選抜のための学力検査の方針が、このほど県教育委員会から発表された。この方針は、県立学校編成状況、進学問題研究協議会で慎重な研究審議の結果答申されたものを、さらに県教育委員会で検討を加えて決定をみたものであります。

来年度の方針は、本年度と根本的な変動はないが、その概要を示せば次の通りであります。

（一）入学志願者が入学願書を出すことのできる高等学校は一校一課程だけであり、ここで課程というのは、全日制課程、定時制課程の意味でありまして、普通科とか農業科とかいう学科の意味ではありません。

（二）学力検査は、入学願書を提出したのちにその志願先の高等学校で受検することになりますが、本年度と同様、一定期間内において一回だけ志願先の変更ができます。

（三）学力検査は同一問題で県下一せいに二日間にわたって行います。すなわち、学力検査は県で作成した問題によって、もちろん変更した後の高等学校で受検するわけであります。

（四）学力検査の検査教科は選択教科をも含めて中学校における全履修教科であり中学校卒業の程度で行われます。

選択教科は、職業家庭か英語かいずれを選んでもよいわけですが、いずれを選ぶにしても中学校で履修したことがあるか、あるいは現に履修している教科でなければなりません。

（五）学力検査の結果（成績）は出身中学校長から志願先高等学校長に提出される報告書が受理されたのち、出身中学校長に対して行われます。したがって個人個人には通知されません。

（六）その他、実施上の細部については、十二月下旬ごろ決定される予定であります。

引揚者給付金は
—どのように支給されるか—

法律一〇九号を以て引揚者給付金等支給法が公布実施されることになりました。引揚者団体は政府政党に対し活発なる働きかけをつづけて来たが昭和二十八年の軍人恩給の復活がこれに拍車をかけ二十九年内閣の諮問機関として在外財産問題審議会を許られたこの問題を検討することゝなり慎重審議を重ねた結果、昭和三十一年十二月十日引揚者給付金支給法の基となった答申が行われこれを受けた政府はその趣旨を尊重して引揚者に対する措置を講するとともに終戦に関連する外地における特別の事態により悲運にたおれた多数の同胞についてもその遺族に対する措置は引揚者問題と密接な関連があることを考慮しその遺族に対する処遇を実施することになったのであります。以上が法律制定のいきさつですが、以下この法律の内容を説明することといたします。

△引揚者の範囲

この法律では、次に掲げる者を引揚者とする。

1、終戦の日（昭和二十年八月十五日）まで引続き六ヵ月以上外地に生活の本拠をもっていた者で、終戦に伴って発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等やむをえない理由によって終戦の日以後本邦に引揚げたもの。

2、ソ連の参戦の日（昭和二十年八月九日）まで引続き六ヵ月以上外地に生活の本拠をもっていた者で、ソ連の参戦に伴って発生した事態により、終戦前に本邦に引揚げたもの。

3、終戦の日まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠をもっていた者で、内地に出張中などであったため終戦の日に本邦に滞在中であって、終戦によって外地にもどることができなくなったもの。

4、終戦の日まで引続き外地に六ヵ月以上生活の本拠をもっていなかったが、終戦当時は外地にいてその後引続いて終戦に伴って発生した事態による留用、戦犯抑留等のため外地に残留することを余儀なくされ、平和条約の発効後（昭和二十七年四月二十九日以後）本邦に引揚げたもの（同日前に引揚げた者で引揚後も拘留され、同日以後本邦内において戦犯として拘禁を解かれた者を含む）なお戦時中送出された満州開拓民は国策に基づき一切の生活手段をあげて満州へ移住したものであるから、終戦の日までに外地に生活の本拠をもっていた期間が六ヵ月未満であっても引揚者となることができる。

△引揚者給付金の支給

引揚者で昭和三十二年四月一日において日本の国籍をもっているものには、終戦の日の年令の区分により、五十才以上二八、〇〇〇円、三十才以上五十才未満二〇、〇〇〇円、十八才未満七、〇〇〇円の引揚者給付金が支給される。なお戦犯者で平和条約発効後引揚げたもの。または釈放されたものに支給する給付金の額は、年齢にかかわらず二万八千円となっている。ところで、この給付金の支給は、引揚者の未だいえざれざる敗戦の傷あとにたいする措置として行われるものであるから、現在すでに敗戦そして引揚げという打撃から立派に再建のなったものは受給を遠慮してもらうという趣旨にもとづき、一定の所得制限を設けそれ以下のものにのみ給付金を支給することとした。すなわち引揚者、またはその配偶者の昭和三十一年分の所得税額が八万八千二百円をこえないことが受給資格の条件となる。なお夫婦ともに所得税を納めているときは、この二人の所得税額の合計額がこの額をこえなければよい

△遺族給付金

この法律では、引揚者給付金の支給とならんで遺族給付の支給を行うことである。遺族給付金は次に掲げる死亡者の遺族で昭和三十二年四月一日（同日以後死亡した場合はその死亡の日）において日本の国籍を以ているものに支給される。

1、終戦の日に外地にあった者で終戦に伴って発生した事態によって本邦に引揚げなければならなくなった後または留用戦犯抑留等のため外地に残留することを余儀なくされるようになった後、引揚前に外地で死亡したもの。

2、ソ連参戦の日に外地にあったものでソ連の参戦に伴って発生した事態によって本邦に引揚げなければならなくなった後終戦前外地で死亡したもの。

3、昭和三十二年三月三十一日までに死亡した引揚者で死亡の当時二十五才以上であったものこの場合の遺族の範囲は、死亡したものの死亡の当時の配偶者（事実婚にあったものを含む）子および父母ならびに終戦の日（右の2の場合はソ連参戦の日3の場合は死亡者の死亡の当時）に、死亡した者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹と定められておりそのうちの右に記載した順序によって最も先順位にある者に遺族給付金が支給される。

遺族給付金の額は、引揚前死亡した者の遺族に支給するものは死亡した者の終戦の月（この死亡者についてはその死亡の日）の年令の区分によって十八歳以上であった場合は二万八千円、十八歳未満であった場合は一万五千円であり、引揚後死亡した者の遺族に支給するものは、死亡した者の終戦の日の年令区分によって引揚者給付金に見合う同額を支給する。遺族給付金も引揚者給付金と同様に、その支給を受けようとする者の所得税額によって制限を許ける（他にこの制限に該当しない同順位者があるときはその同順位者に、同順位者がないときは次順位者という具合にこの制限に該当しない他の遺族に支給される。とともに、死亡した者の死亡によって戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金または弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者があった場合なでには、遺族給付金は支給されないことになっている。

△支給の方法

引揚者給付金および遺族給付金は現金では支給せず、年利六分十年以内に償還される記名国債で支給される。

△その他

給付金はそれを受けようとする者の請求をまって厚生大臣が受給権があることを認定した後に支給するものであり、三年間請求を行わなかった時は時に効よって受給権は消滅する。

自動車庫新築を着工
第三回臨時議会

七月十一日招集の臨時会において間口四間奥行五間平屋建スレート瓦葺建坪二〇坪の車庫を役場敷地内に新築することに決定入字吉川鹿行建設株式会社根田与一氏と工費五十万円で契約を締結七月十二日着工八月末完成予定である。

自作農地を守るために

借りやすくなつた自作農 維持創設資金

わたくしたち農家にとっては、農業経営の基礎である農地を所有していることが経営安定の要件です。わが国では自作地の面積が零細であるため経営の不安定な農家が極めて多く、疾病、災害、相続など臨時的出費が原因で転落する農家が年々増加している現状です。そこで、農家の経営の安定をはかるため自作地の維持、相続による自作地の細分化防止、或は農地を取得したりするために必要な資金を長期に低利で貸付ける目的で設けられているのが自作農維持創設資金という制度です。

今までは借入申込書やこれに添付する農業安定計画書の作成が難しい上に、提出しても審査が厳格で不認定となったものが多く折角、自作農を維持創設する目的で作られたこの制度も実際には余り利用されず、空文だとの悪評もあったが、今度申請書の様式も従来より簡易に改められ、また本県の資金の枠も多くなったので認定される率も向上しました。

次にそのあらましを述べてみます。

貸付対象農家

❶その地方において中位の経営規模で

❷農業所得が総所得の半ばを超え

❸この資金の借入以外に調達方法がない農家であること。

貸付金の種類

創設資金

❶自作地取得資金（一号資金）自作地を買取って経営拡張をしようとするときの資金。

❷小作地取得資金（二号資金）小作地を地主から買取って自作地にしようとするときの資金。

❸相続資金（三号資金

相続によって農地が分割され経営が零細化するのを防ぐ目的で共同相続人の持分を買取ったり相続放棄をして貰うために支払う資金。

維持資金

❶病気、負傷が原因でまとまった金が必要になったとき、農地や牛馬などを売らなければならないような農家が、その金を支払って経済危機から立上らうとするときの資金（四号資金）

❷災害（火災、風水害）等事故が原因でまとまった金が必要となったときの資金（五号資金）

❸自作地又は小作地を購入したため借金をし、努力しても自已では返済困難な農家がその借金を整理しようとするときの資金（六号資金）

貸付条件

❶利　率　年五分

❷償還期間　二十年以内

❸償還方法　年賦償還

❹債務保証　保証人（原則として同一町内で経営規模が同等以上の者一人）

以上のとおりですが、この資金借受けようとする場合は農地法第三条の規定（所有権移転）などによる知事の許可があったものについて対象となりますから詳しいことは、農業委員会事務局でお尋ね下さい

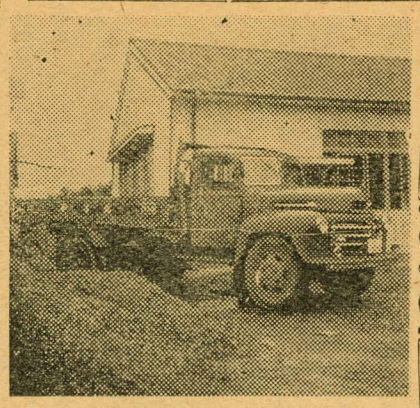

土木用のトラック購入

堤防は常に手入れを

河川を愛護しましよう

今年も水害の季節がやってきました。本県には利根川を始めとして、県で維持、管理している河川、その総延長は実に一五三六キロに及んでいます。

国や県では、これら河川の水害を防ぐために毎年堤防やダムを作ったり、河床をさらったりしています。しかしこれにはたくさんの費用が必要ですから河川の改修ができ上るまでには相当の年月が必要です。また、たとえ堤防が出来ましても手入れもせず放っておきますと芝がかれたり堤防に穴があいたりして、このため洪水のときにここから堤防がこわれることになります。このため私たちはできる限りふだん河川を良く見回って小さなこはれを直したり、芝の枯れないように努める必要があるのです。

県では河川の修繕にできる限り努めていますが、なんといいましても一五〇〇余キロの河川のことですから、なかなか十分にはできません。どうしても、これは皆さんが自分達の河川、自分たちの堤防であるという考えで沿川の方々のご協力で、河川の愛護に努めて頂きたいものです。では河川の愛護は一体どうゆうことに気をつけ、どうゆう作業をすればよいのでしよう。これには

❶堤防に牛馬を引き入れないこと

❷堤防にクイをうったり、みだりに上り降りしないこと。

❸芝草をとり去らないこと。

❹河川敷や堤防に、ごみをすてないこと。

❺堤防の草刈りを年二回以上行って芝の育成に努めること。

❻河川敷の雑草木を刈払って掃除すること。

❼堤防裏法尻を農耕のとき掘きとらぬこと。

❽河川敷内の砂利や砂を無断で採取しないこと。

河川愛護作業には、部落や市町村で河川愛護会を作って毎年定期的に実施すれば、河川は常にきれいに保たれ水の流れもよくなって洪水の時でもどんなに皆さんの助けになるかしれません。県では河川愛護作業にはわずかではありますが補助することになっています。河川愛護作業を実施する場合には必ず予め所轄の土木事務所にご相談下さい。沿川の皆さんの心からなるご協力をお願い致します。

◉今月(八月)は村民税第二期の納期です

納期限内に完納いたしましよう

納期限前三日間公民館にて出張徴収いたします

世帯更生資金

活用しましよう

医療費貸付資金

生活に困る方々のため、世帯更生資金という貸付制度ができてから三年目になります。その間多数の貸付を行つてきましたが、もつとひろく活用していただくために内容がだいぶ改正されましたので、資金のあらましについて簡単に述べてみます。

この資金を借りることのできる人は

❶収入が低くわずかの出費があつても生活がおびやかされるおそれのあること。

❷もつと働いて収入を増したいがそれに必要な資金がなく又は借りられないこと。

❸この資金を貸付けた後、民生委員等から必要な援助指導を与えることにより、自立更生できる以上のどれにもあてはまることが必要です。

◇資金の種類

○生業資金…生業を営む諸経費にあてる

○支度資金…就職に必要な支度の購入費にあてる

○技能修得資金…仕事を始めたり就職に必要な知識技術を修得する経費にあてる。

○生活資金…（新設）つぎの四種類にわかれます。

（イ）生活費　技能修得資金や医療資金を借受けている者の世帯の生活費にあてる。

（ロ）家屋補修費　必要最少の緊急的な家屋補修の費用にあてる。

（ハ）助産費、

（ニ）葬祭費

借りる方法は、借入申込書、事業計画明細書に必要な事項を記入し、地区の民生委員に提出しますと、くわしい調査が行われ貸付審査会の審査をへて貸付の可否が決定されます。

貸付金の種類　貸付限度　償還期間　据置期間

生業資金　五〇、〇〇〇円以内　四年以内　一年以内

支度資金　一五、〇〇〇円以内　二年以内　半年以内

技能修得資金　金額月額一、五〇〇円以内　二年以内　半年以内

生活資金

生活費　月額三、〇〇〇円以内（世帯主一、〇〇〇円以内　世帯員五〇〇円以内）　三年以内　半年以内（貸付期間は、半年をこえないものとする。但し、特別の場合は二年まで延長することができる。）

家屋補修費　三〇、〇〇〇円以内　三年以内　半年以内

助産費　二、〇〇〇円以内　二年以内　半年以内

葬祭費　三、〇〇〇円以内　三年以内　半年以内（貸付期間は、半年をこえないものとする。）

なお貸付後の資金の使い方や事業の状況については、地区の民生委員がいろいろとお世話することになっています。

貸付の条件は次の表のほか、利子は年三分、延滞利子は日歩三銭据置期間中は無利子ですが、返す方法は年賦、半年賦、月賦のどれでもよいことになっています。

備考

夏休みから新學期へ

夏は気温が高く、子どもたちに心身ともにいろいろ悪い影響を与え、保健上学校で正規の活動を続けることにはいろいろムリがある。このムリをさけるために、夏休みにおいて休養を与えるとするものである。

しかしこの解放された期間はただ暑いから寝ころんでいればいいというのではなく進んで子供が自主的にしかも教育的に活用するように指導しなくてはならない。だらしのない生活を続けると、健康をそこねるだけでなく精神的にもまた性格形成のうえにも悪い結果をもたらすことであろう。

だから夏休みだからといってただ単に身体のみだけを鍛錬するばかりでなく教育面の立場からも大いに活用して、夏にふさわしい生活の仕方を、子ども自身の判断や意志の決定によつて考えさせることである。そして身体の弱い者は健康をとりもどし、また健康のものはいつそう健康を増進して心身ともに健全な成長をはかり新学期に備える好機とすることがたいせつである。

イ、教育の能率を高め、個性をのばし、民主的な社会人としてその実践力を養う夏休みの自由時間やひまを子ども自身の判断や統制によつて、積極的に活用すれば、ふだんの学校教育においては、なかなか得難い教育的な効果を攻めることができ、またその能率を高めることができるばかりでなく、個性をのばし、よい民主的な社会人としての性格や態度を養うことができる。

❶平常の学校生活の整理、学力の補充や拡充をはかり新学期の再出発に備えること。

❷自已の生活をかえりみながら自已の活動に専念し、自主性、自発性を高めること。

❸長期にわたる観察、研究、読書、作業等を集中的、継続的に経験し、個性をのばすこと。

❹家庭人としての経験から、家族間の人間関係のあり方を理解するとともにいろいろな行事や組織的な集団生活によつて、民主的社会人としてのよい性格や実践力を育成すること。

❺教科外活動（特別教育活動）をいつそう拡充し、これを発展させることができる。

❻自然へのいどみや戸外生活によつて、児童生徒の活動本能を満足させ、身体を鍛錬し、健康を増進すること。

ロ、危険と不良化を防止する。子どもにとつて夏休みは学校生活から一つの解放感を味わう期間でもある。この解放は次の新学期からの学校生活への大きな足がかりとして重要な意義をもつが、この解放にともなう緊張のゆるみは、生活を空虚にするばかりでなく、一学期から積上げてきた学習態度や心身の発達を御破算にしてしまうおそれがあるので危険や不良化防止にも十分留意する必要があります。

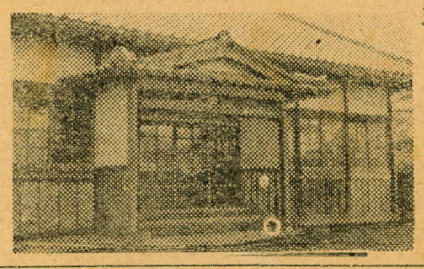

改装なつた要公民館

本年三月末日限り廃止となりました要、支所はその後公民館として活用のため立派に改装され村民のみなさんの利用に供されております。

生活科学化

結婚衣裳の活用状況

繁昌婦人会では生活改善の一つとして昭和三十一年十二月三十日に花嫁衣裳（振そで二組、留そで一組）を作りましたが当時はいろいろと問題もありましたが只今では会員のみなさんから気軽に活用ができますので非常に感謝されております。十一月二十日に披露式をいたしまして十二月二十六日第一回の貸出をいたしましてから四月四日までに（約四ケ月）留袖三回、振袖十一回の多数にのぼっております。ことに三月二十九日の如きは振そでの申込みが五組もありましたが残念ながら先着順で二組しか貸出しができませんでした貸料は会員でふりそで千五百円、とめそで千二百円。他部落、ふりそで二千円、とめそで千五百円となっております。申込みは前もって会長にすることになっております。

いただいた料金は時の流行にあった衣裳と替えるために基金として積立てております。こいままでまいりましたのも、会員の方々よい団結と村内有志の御理解によるものと深く感謝しております。

ふしだらな生活は

不良化のもと

子供たちにとって、楽しい夏休みです。

規則正しい学校生活より開放された子供たちは、ややもすれば、ふしだらな生活におちいりがちです。またこれから各地にくりひろげられる夏祭り等の納涼行事が続くため、悪い環境に染りやすい機会が多くなります。青少年の不良化の芽ばえが夏休みに多いというのも、こうしたところに基因するものといえましょう。そこで次のような点に注意して夏休みが本当に少年のために有意義にしかも楽しく過せるよう、大人たちの関心が必要です。

まむしにかまれたらすぐ警察へ

蛇毒血清を手配する

一、被害事実の通報と救護組織の確立

救護活動は迅速を要しますので被害者から御連絡がありましたら次の方法により医者や薬局に手配します。

❶被害発生地が遠いときは、につぎのように組織的に救護活動を実施することになりました

❷傷に穴を開けるときは刃物を消毒し、深さ二分、直経四分位に傷口を×印に切る。

❸はれてきたときは、さらに上方を縛り、傷口から上部を切つて毒を吸い出す。

❹医者に着くまで何度も毒を吸い出すのを繰り返して行く

❺はれたときは絶対にアルコールは与えないこと。

❻ショツクの予防をする。

❼医者へ行くまで時間がかかるときは❸の処置のほかに、つぎのことをする。

（イ）吸出して何も出なくなったら、潟利塩水か塩水の濃いもので熱い湿布をする。冷めたらまた吸出し、これを繰返す。

（ロ）潟利塩を飲ませる。

（ハ）多量の水を飲ませる。

二、毒蛇にかまれたときの救急法

❶傷口の上部を緊縛し、傷に穴を開けて毒を吸い出す。

❷被害者ー駐在所、派出所ー本署ー（自動車）ー薬局、医者ー現地

❸河川敷内の砂利や砂を無断で採取しないこと。

❹河川敷や堤防に、ごみをすてないこと。

❺堤防の草刈りを年二回以上行って芝の育成に努めること。

❻河川敷の雑草木を刈払って掃除すること。

❼堤防裏法尻を農耕のとき掘きとらぬこと。

❽河川敷内の砂利や砂を無断で採取しないこと。

河川愛護作業には、部落や市町村で河川愛護会を作って毎年定期的に実施すれば、河川は常にきれいに保たれ水の流れもよくなって洪水の時でもどんなに皆さんの助けになるかしれません。県では河川愛護作業にはわずかではありますが補助することになっています河川愛護作業を実施する場合には必ず予め所轄の土木事務所にご相談下さい。沿川の皆さんの心からなるご協力をお願い致します。